

審査請求手続の一般的な流れ

0 原処分・不作為【処分庁】



1 審査請求書の提出【審査請求人】

1-2 適法性審査（補正命令）【審査庁】



2 審理員の指名【審査庁】



3 審理員による審理手続

3-1 弁明書の提出【処分庁】

3-2 反論書の提出【審査請求人】

3-3 口頭意見陳述等の申立て（任意）【審査請求人】

審査請求書に口頭意見陳述の希望の有無記載欄がありますので、御活用ください。



4 審理員意見書の提出【審理員】



5 行政不服審査会への諮問【審査庁】

行政不服審査法第43条第1項各号に該当する場合（審査請求人が諮問を希望しない場合など）



6 調査審議【行政不服審査会】

諮問を希望した場合でも、その他の行政不服審査法第43条第1項各号の規定に該当する場合は、諮問されません。



7 裁決【審査庁】

